資料２

西脇市学校部活動地域展開検討会議開催要領

１　趣旨

この要領は、西脇市学校部活動地域展開検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　所掌事務

検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　学校部活動の現状の分析及び課題の検討に関すること。
⑵　学校部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
⑶　学校部活動及び地域クラブ活動の在り方、運営方法等に関すること。
⑷　その他検討会議が必要と認める事項

３　組織

検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴　学識経験のある者
⑵　市内のスポーツ団体を代表する者
⑶　市内の文化団体を代表する者
⑷　地域におけるスポーツ及び文化活動の運営団体・実施主体に属する指導者
⑸　学校関係者
⑹　保護者を代表する者
⑺　その他西脇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める者

４　委員長及び副委員長

⑴　検討会議に委員長及び副委員長を置く。
⑵　委員長は学識経験のある者を、副委員長は学校関係者をもって充てる。
⑶　委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
⑷　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

５　会議

⑴　検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選任される前においては、教育長が招集する。
⑵　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

⑶　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

6　専門部会

⑴　委員長は、専門的な事項について調査及び検討するため、必要に応じて検討会議に専門部会を置くことができる。

⑵　専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

7　庶務

委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

8　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要領は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

西脇市学校部活動地域移行検討会議開催要領　新旧対照表

改　　　　正　　　　後	改　　　　正　　　　前
西脇市学校部活動地域展開検討会議開催要領 １　趣旨 　この要領は、西脇市学校部活動地域展開検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。 ２　所掌事務 　検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。 ⑴　（略） ⑵　学校部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。 ⑶・⑷　（略） ３　組織 　検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。 ⑴～⑶　（略） ⑷　地域におけるスポーツ及び文化活動の運営団体・実施主体に属する指導者 ⑸～⑺	西脇市学校部活動地域移行検討会議開催要領 １　趣旨 　この要領は、西脇市学校部活動地域移行検討会議（以下「検討会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。 ２　所掌事務 　検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。 ⑴　（略） ⑵　学校部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。 ⑶・⑷　（略） ３　組織 　検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。 ⑴～⑶　（略） （新設） ⑷～⑹　（略）